

長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱

平成4年4月20日

告示第147号

改正 平成21年9月10日告示第549号

平成31年3月22日告示第139号

令和3年3月3日告示第105号

令和5年4月3日告示第161号

令和8年3月4日告示第126号

(趣旨)

第1条 この要綱は、原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、予算の定めるところにより、国の「原爆死没者慰霊等事業実施要綱」に基づき原爆死没者慰霊式典等を実施する者に対し、長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる原爆死没者慰霊等事業（以下「補助対象事業」という。）は、原爆死没者に対する慰霊等を目的として、実施される事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 慰霊式典
- (2) 慰霊碑の建設
- (3) 既存の慰霊碑の改良、補修又は移設
- (4) 死没者を悼む出版物の刊行
- (5) 死没者を悼む遺品展、絵画展等各種イベント

2 補助対象事業は、前項に定める事業のうち、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 原爆死没者のみを対象とした慰霊等の事業であること
- (2) 事業の目的及び内容が適正なものであること
- (3) 宗教的な要素を有していないなど、中立公正な運営及び管理がなされるものであること
- (4) 営利を目的としたものではないこと

(補助事業者)

第3条 この要綱による補助対象事業を実施するもの（以下「補助事業者」という。）は、自治会、事業所、学校などの地域・職域団体とする。

2 補助事業者は、次に定める要件を具備していなければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地が市内にあり、代表者が明らかなこと
- (2) 経理が明確であるとともに、それらを証する書類が備え付けてあること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助対象経費の実支出額を比較したいずれか少ないほうの額に4分の3を乗じて得た額以内で市長が認めた額とする。ただし、その額は、別表第2に定める補助限度額の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を実施する年度の6月30日とする。

- 2 規則第3条第1項第1号に掲げる事業計画書及び同項第2号に掲げる収支予算書は、それぞれ第1号様式及び第2号様式によるものとする。
- 3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略させるものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年4月10日のいずれか早い日とする。

- 2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、第3号様式によるものとする。
- 3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、事業実施内訳書（第4号様式）とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項ただし書の規定により、補助金（対象事業完了後に請求書の提出があった場合を除く。）は、概算払により交付することができる。

(財産処分の制限)

第9条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 2 規則第19条第2号の規定により市長が別に定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び重要な器具とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）に必要な書類を添付し、市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除税額があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第11条 この要綱に基づく補助は、本市の他の補助金等の交付を受けた事業については適用しない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成4年4月20日長崎市告示第147号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年9月10日長崎市告示第549号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日長崎市告示第139号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日長崎市告示第105号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年4月3日長崎市告示第161号）

（施行期日）

1 この要綱中、第1条の規定は告示の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱の規定は、同条の規定の施行の日以後に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。

3 改正前の長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和8年3月4日長崎市告示第126号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の

間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費
(1) 報酬
(2) 報償費
(3) 旅費
(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）
(5) 役務費（通信運搬費、手数料及び筆耕翻訳料）
(6) 委託料
(7) 使用料及び賃借料
(8) 工事請負費
(9) 備品購入費

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	補助限度額
慰霊式典	1件につき 500,000円
慰霊碑の建設	1件につき 1,000,000円
既存の慰霊碑の改良、補修又は移設	1件につき 1,000,000円
死没者を悼む出版物の刊行	1件につき 1,000,000円
死没者を悼む遺品展、絵画展等各種イベント	1件につき 500,000円

事業計画書

1 事業の名称

2 主催者

3 事業実施年月日

4 事業の趣旨

5 事業の内容及び経緯

6 実施場所

7 予定数

8 事業費	総事業費	円
	収入額	円
	差引経費所要額	円

9 その他

第2号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

1. 補助対象事業の名称

2. 収 入

区 分	予算額 (円)	内 容

3. 支 出

区 分	項 目	予算額 (円)	内 容
報 酬			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費	消 耗 品 費		
	燃 料 費		
	食 糧 費		
	印 刷 製 本 費		
	光 熱 水 費		
	修 繕 料		
	小 計		
役 務 費	通 信 運 搬 費		
	手 数 料		
	筆 耕 翻 訳 料		
	小 計		
委 託 料			
使 用 料 及 び 賃 借 料			
	小 計		
工 事 請 負 費			
備 品 購 入 費			
計			

収 支 決 算 書

1. 補助対象事業の名称

2. 収 入

区 分	決算額 (円)	内 容

3. 支 出

区 分	項 目	決算額 (円)	内 容
報 酬			
報 償 金			
旅 費			
需 用 費	消 耗 品 費		
	燃 料 費		
	食 糧 費		
	印 刷 製 本 費		
	光 熱 水 費		
	修 繕 料		
	小 計		
役 務 費	通 信 運 搬 費		
	手 数 料		
	筆 耕 翻 訳 料		
	小 計		
委 託 料			
使 用 料 及 び 賃 借 料			
	小 計		
工 事 請 負 費			
備 品 購 入 費			
計			

上記の金額は、決算と相違ないことを証明します。

団 体 名

代 表 者 名

第4号様式（第7条関係）

事業実施内訳書

1 事業の名称

2 主催者

3 事業実施年月日

4 事業の趣旨

5 事業の内容及び経緯

6 実施場所

7 実績

8 事業費	総事業費	円
	収入額	円
	差引経費所要額	円

9 その他

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 長崎市長

住 所

団 体 名

代 表 者 名

年度 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付で補助金の額を確定した長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額
(補助金返還相当額)

金 円

3 添付書類

- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写)
- ・ 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表 (写)
- ・ 2の金額の積算内訳書等